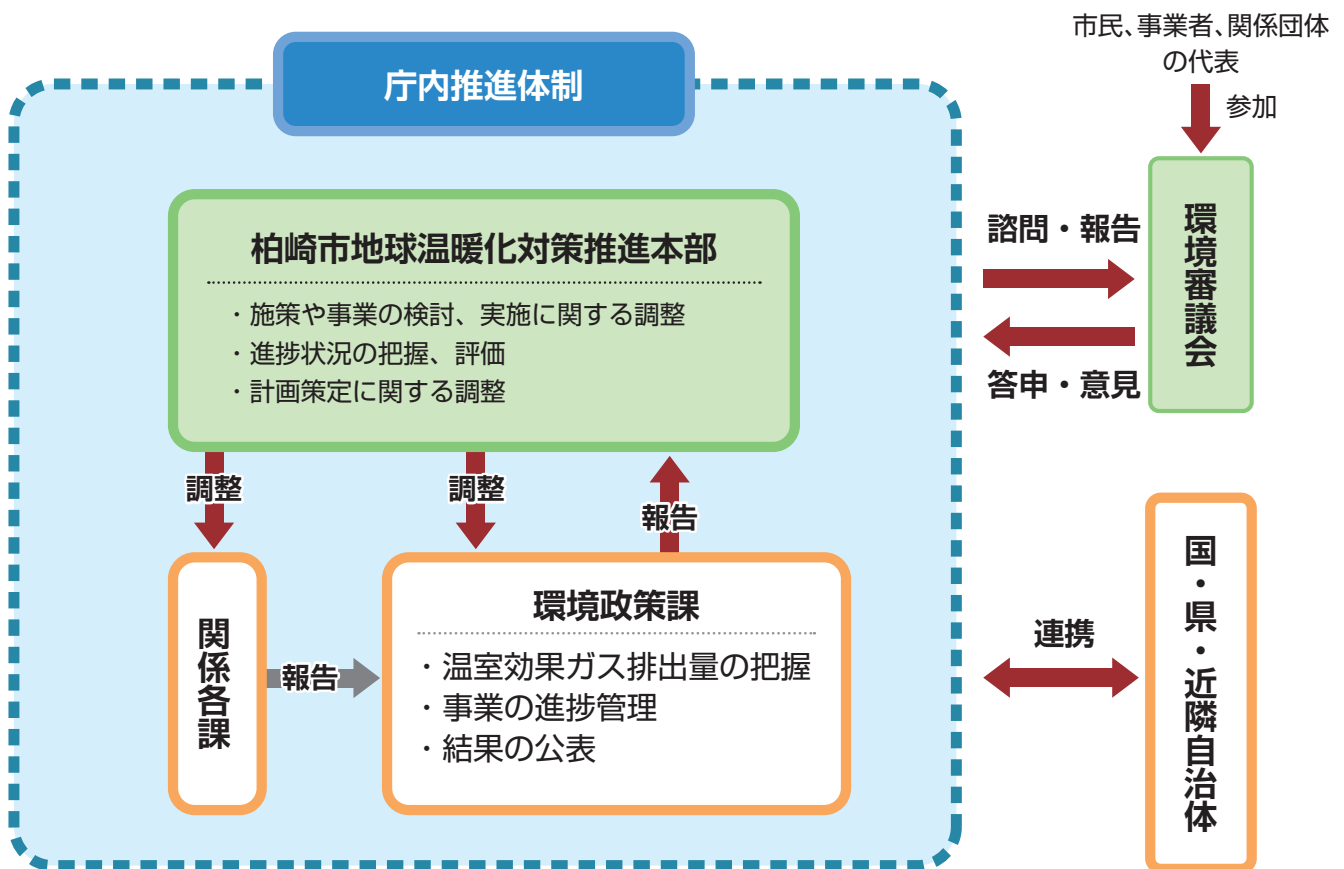


## 第1章 計画の進行管理

## 1 推進体制

本計画は、次の推進体制を整え、計画の着実な推進を図ります。

## 推進体制図



## (1) 庁内推進体制

本計画で示した地球温暖化対策の推進に向けた方針とこれらを実現していくための施策の実施には、多くの部署が関係していることから、部署間の意見調整を始め、組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的に推進して行く必要があります。

そこで、本計画の着実な推進による温暖化対策の施策の実施に向けて、庁内における合意形成、進行管理などを図って行くため、市長を本部長とし庁議メンバーで構成される「柏崎市地球温暖化対策推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置します。

## (2) 柏崎市環境審議会<sup>※</sup>

本計画の策定・改定や推進に際しては、各分野の様々な立場からの意見が必要となります。そこで、学識経験者や市民、環境関係団体の代表者から構成される「柏崎市環境審議会」に、計画の基本的事項や進捗状況などについて諮問・報告し、答申や意見を求めて行きます。

## (3) 広域的な連携

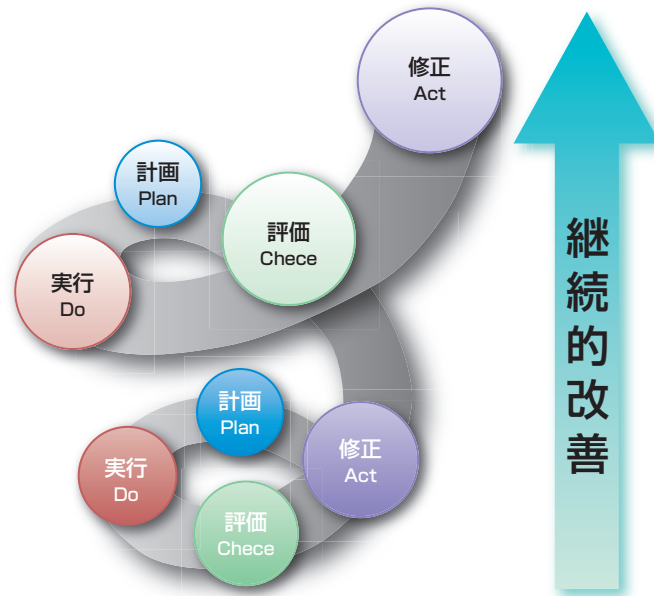
計画の推進に当たり、市域を超えた広域的視点から検討が必要な課題については、国、新潟県、近隣自治体及び他の行政機関と連携し、取り組んで行きます。



## 2 進行管理の仕組み

本計画の進行管理の仕組みは次のとおりです。市民、事業者、関係団体との協働の下に、PDCAサイクル\*に基づいて、計画を着実に推進し、継続的に取組の改善を図ります。

進行管理の仕組み図



### (1) 計画 (Plan)

推進本部において、本計画を効果的に推進していくための施策や事業計画を立案し、目標を設定します。

### (2) 実行 (Do)

庁内関係課が連携し、また、市民・事業者・関係団体との協働の下に施策や事業を実施します。

### (3) 点検・評価 (Check)

市域から排出される二酸化炭素排出量について毎年度把握し、各施策・事業の進捗状況について点検・評価を行います。点検・評価に際しては温室効果ガス排出量の算定が統計データの制約により2年程度の遅れが生じることから、計画の最終年度においてはサンプル調査を実施し、市域の実態把握に努めます。

### (4) 見直し (Act)

#### ①取組内容の見直し

推進本部及び柏崎市環境審議会において点検・評価を踏まえ、見直しを行います。

#### ②実行計画の見直し

計画は国に準じて、平成29(2017)年度から平成42(2030)年度の14年間とし、5年ごとに見直しを検討します。見直しに当たっては、「柏崎市第五次総合計画」との整合を図り、中期計画以降の見直しや具体的な方針・施策などを定めます。

なお、国の関連法の改正による計画や目標の変更、災害などにおける状況の変化など、計画の見直しが必要と判断した場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

## (5) 実績の公表

環境施策、環境保全に係る報告書を、エコアクション21環境レポートと合わせて年に1回作成、公表します。

### ■計画の進捗状況の把握

把握項目	把握の タイミング	概要
温室効果ガスの排出量 (部門別及びガス種別)	年1回	市域及び事務事業から排出される温室効果ガス排出量の状況について、年度ごとに算出して把握します。ただし、区域の排出量については、統計データの制約により2年程度の遅れが生じます。
削減目標の達成状況	年1回	把握した温室効果ガス排出量に基づき、削減目標の達成状況を算出します。区域に関しては排出量と同様に、2年程度の遅れが生じます。
取組項目の指標	年1回	目標指標について、毎年度の達成状況を把握します。
実態把握の実施	短期目標 年度終了時	事業所の組織体制整備状況や情報管理状況、エネルギー使用実態を把握するため、アンケート及びサンプル抽出した事業所に対し、定点観測調査を実施し、市内事業所などの実態把握に努めます。